

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康管理に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御坊市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

和歌山県御坊市長

公表日

令和7年5月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①予防接種法による予防接種の実施、接種記録の管理、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ③母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導に関する事務 ④健康増進法による健康増進事業に関する事務 ⑤その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務 ・マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した申請受付
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一10,49,76,93の2の項 第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 25,26,48,71,80,95,112,139,153,154の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 25,27,28,29,95,139,153,155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部こども支援課
②所属長の役職名	福祉部こども支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御坊市役所 総務部総務課 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2 TEL 0738-22-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御坊市役所 福祉部こども支援課 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2 TEL 0738-23-2525
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムに入力された情報は、課員が2人体制で確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムに入力された情報は、課員が2人体制で確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	②所属長:市民福祉部健康福祉課長 田中孝典、市民福祉部国保年金課長 野村 武生	②所属長:市民福祉部健康福祉課長 栄土新吾、市民福祉部国保年金課長 野村 武生	事後	
平成28年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26,56の2,87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 17,18,19,70の項	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2,26,56の2,87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19,70の項	事後	
平成28年10月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2,26,56の2,87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19,70の項	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2,56の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19の項	事後	
平成28年10月31日	5. 評価実施機関における担当部署	①部署:市民福祉部健康福祉課、市民福祉部国保年金課 ②所属長:市民福祉部健康福祉課長 栄土新吾、市民福祉部国保年金課長 野村 武生	①部署:市民福祉部健康福祉課 ②所属長:市民福祉部健康福祉課長 栄土新吾	事後	
平成29年6月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務	①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務 ⑤マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した申請受付	事前	
平成29年6月19日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月19日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	御坊市役所 市民福祉部健康福祉課健康増進係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5645 御坊市役所 市民福祉部国保年金課国民健康保険係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5530	御坊市役所 市民福祉部健康福祉課健康増進係、母子保健係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5645	事後	
平成31年3月15日	IVリスク分析	－	新規追加	事後	新様式によるリスク対策の追加
令和1年6月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2,56の2の項	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2,16の3,56の2の項	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民福祉部健康福祉課長 栄土 新吾	市民福祉部健康福祉課長	事後	
令和1年12月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 16の2,16の3,56の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19の項	(別表第二における情報提供の根拠) 16の2,16の3,56の2,86の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19,69の2の項	事前	R2.6データ標準レイアウト改版による情報連携の法令上の根拠の変更
令和2年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 16の2,16の3,56の2,86の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19,69の2の項	(別表第二における情報提供の根拠) 16の2,16の3,56の2,69の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19,69の2の項	事後	根拠法令の記載間違いによる修正
令和2年12月11日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務	予防接種法(昭和23年法律第68)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。 ①予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務	事前	R3.6データ標準レイアウト改版による事務の概要の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月11日	3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一10,49,76の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一10,49,76,93の2の項	事前	R3.6データ標準レイアウト改版 による個人番号利用の法令上の根拠の変更
令和2年12月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 16の2,16の3,56の2,69の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19,69の2の項	(別表第二における情報提供の根拠) 16の2,16の3,56の2,69の2,115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19,69の2,115の2の項	事前	R3.6データ標準レイアウト改版 による情報連携の法令上の根拠の変更
令和3年12月27日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。	予防接種法(昭和23年法律第68)(予防接種法の臨時接種として実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種を含む)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)及び健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて市民の健康維持と現代病予防を目的とした業務を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務 ⑤マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した申請受付	・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①予防接種法による予防接種の実施、接種記録の管理、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ③母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導に関する事務 ④健康増進法による健康増進事業に関する事務 ⑤その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務 ・マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した申請受付 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	
令和3年12月27日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一10,49,76,93 の2の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一10,49,76,93 の2の項 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対 策に係る予防接種事務におけるワクチン接種 記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条第6号(委託先への提供)	事後	R3.6データ標準レイアウト改 版 による情報連携の法令上の 根拠の変更
令和3年12月27日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	②法律の根拠 番号法第19条第7号 別表第二	②法律の根拠 番号法第19条第8号 別表第二	事後	令和3年9月1日に施行された 番号利用法の改正による修 正
令和4年1月31日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 16の2,16の3,56の2,69の2,115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19,69の2,115の2の項	(別表第二における情報提供の根拠) 16の2,16の3,56の2,69の2,102の2,115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19,69の2,102の2,115の2の項	事前	R4.6データ標準レイアウト改 版 による情報連携の法令上の 根拠の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導に関する事務 ④健康増進法による健康増進事業に関する事務 ⑤その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務 ・マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した申請受付 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ④母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導に関する事務 ⑤健康増進法による健康増進事業に関する事務 ⑥その他 ・情報照会事務:医療保険等給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務:対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務 ・マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用した申請受付	事後	
令和5年5月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、ワクチン接種記録システム(VRS)、申請管理システム	事後	令和5年2月に稼働した申請管理システムの追記
令和7年5月7日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法律の根拠 番号法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2,16の3,56の2,69の2,102の2,115の2の項(別表第二における情報照会の根拠) 16の2,17,18,19,69の2,102の2,115の2の項	②法律の根拠 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 25,26,48,71,80,95,112,139,153,154の項(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 25,27,28,29,95,139,153,155の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月7日	5. 評価実施機関における担当部署	①担当部署 市民福祉部健康福祉課 ②所属長の役職名 市民福祉部健康福祉課長	①担当部署 福祉部こども支援課 ②所属長の役職名 福祉部こども支援課長	事後	
令和7年5月7日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	御坊市役所 総務部総務課庶務係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-22-4111	御坊市役所 総務部総務課 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2 TEL 0738-22-4111	事後	
令和7年5月7日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	御坊市役所 市民福祉部健康福祉課健康増進係、母子保健係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5645	御坊市役所 福祉部こども支援課 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2 TEL 0738-52-5033	事後	
令和7年5月23日	IV-8.人手を介在させる作業	—	新規追加	事後	新様式による項目の追加
令和7年5月23日	IV-11.もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	新規追加	事後	新様式による項目の追加
令和7年5月23日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務(②事業の概要)	③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	削除		
令和7年5月23日	I-2 特定個人情報を取り扱う事務(③システムの名称)	ワクチン接種記録システム(VRS)	削除		
令和7年5月23日	I-3 個人番号の利用(法令上の根拠)	第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	削除		